

いわき市における時短要請（飲食店）協力金 詳細版（8月5日公表）

1 対象店舗

いわき市内で、通常午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っている、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を受けた店舗。ただし、以下の対象外店舗を除く。

※対象外店舗

以下の（1）～（10）の店舗は対象外となります

- （1）惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- （2）ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- （3）イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- （4）自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- （5）ネットカフェ・漫画喫茶
- （6）飲食スペースを有さないキッチンカー
- （7）ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- （8）結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- （9）学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- （10）行事や祭り、イベント等で出展を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）

2 交付要件

次の「ア」から「ク」までの要件を全て満たすこと。

ア いわき市内に対象店舗を有すること。

イ 対象店舗において、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和3年8月8日（日）午後8時から令和3年9月1日（水）午前5時までの**すべての期間において**、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮するとともに、終日酒類の提供を自粛すること。

※1 ※2 ※3

ウ 店内にカラオケ設備がある場合、終日利用自粛すること。

エ 対象店舗にかかる食品衛生法に基づく営業許可証（飲食店にかかる許可に限る。）に記載されている営業者であること。

オ 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていること。

カ 令和3年8月5日（時短営業要請日）より前に、必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和3年9月1日以降であること。

キ 対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。

ク 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

- ※1 時短営業には、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が、令和3年8月8日（日）午後8時から令和3年9月1日（水）午前5時までの期間、休業している場合を含みます。
- ※2 通常、午後8時までの営業であった店舗は交付対象外となります。
- ※3 令和3年8月8日（日）午後8時から令和3年9月1日（水）午前5時までのすべての期間において、全面的に時短要請にご協力いただけない場合は交付対象外となります。

3 交付額

次の2つの方式に基づき1日あたりの交付額を算定し交付額を決定します。なお、大企業はBの方式での交付となり、中小企業はA又はBいずれかの方式を選択可能です。

A	前年度または前々年度の1日あたりの売上高に応じて1日あたり3～10万円。
B	前年度または前々年度の1日あたりの売上高減少額の4割 (1日あたりの上限額は「20万円」)。

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～75,000円	75,000円～25万円	25万円～
中小企業	A 売上高方式	3万円/日	3～10万円/日	10万円/日
	B 売上高減少方式	【計算式】1日当たりの協力金額=前年度または前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円		
大企業（売上高減少方式）				

- 対象地域内で複数の店舗を運営している事業者は、一括して申請してください。
対象店舗ごとに1日あたりの交付額を算定したうえで交付します。
(1店舗あたりの交付額=1日あたりの交付額×24日間)
- 交付額の算定は飲食部門の売上高を用います。飲食部門を含む複数の事業を行っている場合は、飲食部門のみの売上げで算定します。

4 申請受付期間（予定）

時短営業要請期間の終了後（9月1日（水））に申請の受付を開始する予定です。
詳細が決まりましたら、県ホームページ等でお知らせします。

5 お問い合わせ先

いわき地区協力金コールセンター
 (電話) 024-521-8562
 (受付時間) 毎日9時から17時まで